

国立大学法人鹿屋体育大学 中期目標・中期計画（素案）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>（前文）大学の基本的な目標</p> <p>国立大学法人鹿屋体育大学は、全国でただ一つの国立の体育大学という特性を十分に活かし、健全な身体と調和・共生の精神を併せ持つ人材の育成に必要な不可欠なスポーツ・身体運動を通じて、創造性とバイタリティに富む有為の人材を輩出するとともに、スポーツ科学・体育学領域における学術・文化の発展と国民の健康増進に貢献し、もって健全で明るく活力に満ちた社会の形成に寄与する。</p> <p>以上の目的を実現するため、教育、研究及び社会貢献に関する基本目標を以下のとおり掲げ、社会の信頼に応えられるよう自己変革しつつ、個性輝く大学を目指す。</p> <p>（１）教育に関する目標</p> <p>スポーツ・健康に関する理論と実践による質の高い教育と、充実した教養教育・専門教育を実施し、豊かな教養、確かな学力、優れた技能、果敢な行動力を備え、個性に溢れ、人間的魅力に満ちた高度な専門職業人を育成する。</p> <p>体育学部においては、実践的・創造的な指導力と優れた応用能力を持つ活力ある指導者になり得る人材、高い人間力と社会の各分野で活躍できる能力を持つ職業人になり得る人材を育成し、体育学研究科においては、高度な専門的知識と豊かな学識を有し、国際的に活躍できる高度な専門指導者になり得る人材を育成する。</p> <p>（２）研究に関する目標</p> <p>スポーツ・身体運動による健康づくり及び競技力の向上に関する分野での実践的・先進的・創造的な研究を推進するとともに、人文・社会・自然科学の諸領域にまたがる体育学の特性を活かして、総合的・学際的・実践的領域での研究を推進する。</p> <p>（３）社会貢献に関する目標</p> <p>教育研究の成果を広く発信するとともに、開かれた大学として、生涯学習の機会の提供、教育研究資源の開放、社会との多様な連携を推進し、スポーツ・身体運動による健康づくりとスポーツ文化の向上に貢献する。</p>	

◆中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部及び研究科を置く。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

① 学士課程

○アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を推進する。

○豊かな教養を備え、課題探求能力を有し、実践的指導力を身に付けた人材を育成するための教育を行う。

○統一的で厳格な成績評価を実施し、教育目標の達成度・習熟度を正確に把握する。

② 大学院課程

○アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を推進する。

○学生への教育研究支援を充実し、高度な専門指導者等を養成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

○教育目標に沿った適切な教育実施体制及び教育環境等の整備・充実を図る。

○教員の教育能力及び指導能力等の向上を図る。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

① 学士課程

○受験生及び入学者の状況を調査・分析し、各種入学者選抜方法及び入試広報の点検・改善を進める。

○高等学校等と連携し、合格者に対する入学前教育を行う。

○教養教育において、コミュニケーションを重視した教育を展開する観点から、一般教育及びキャリア教育を点検し、改善する。

○専門教育において、アスリートとして、また適切な指導が行える基礎的知識・能力を持った指導者として人材育成する観点から、教育プログラムに基づくカリキュラムを点検し、改善する。

○学生の社会的実践力を伸ばす観点から、学外実習科目を点検し、改善する。

○学生の視点に立った学習指導・履修指導を推進する。

○シラバス及び履修モデルの内容を点検し、改善する。

○総合的な成績評価を実施するとともに、厳格な成績評価のための評価方法を点検し、改善する。

○GPA方式による学生の成績評価を各種選考基準等に活用する。

② 大学院課程

○社会人や外国人留学生等、多様な人材の受け入れを推進する。

○専門性の向上のため、学外の有識者による特別講義を実施する。

○総合的な研究能力育成のため、大学院生の学内プロジェクト等への参画を推進する。

○国際的に活躍できる実践的能力育成のため、大学院生の国際学会等での発表を支援する。

○サテライトキャンパスにおける大学院教育を充実する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○社会の要請や社会情勢の変化を踏まえ、体育大学としての特性に配慮しつつ、必要に応じ教員組織や入学定員等を見直す。

○情報通信技術(IT)を活用した効果的な授業や自主学習が行える環境の整備・充実を進める。

○授業評価調査や授業に関する研究会等のFD(ファカルティ・ディベロップメント)事業

(3) 学生への支援に関する目標

○学生生活や課外活動の支援体制を充実する。

○学生の就職活動への支援を推進する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

○体育・スポーツ及び健康に関する独創的、先端的、総合的な学術研究を進め、学際領域における実践的な研究を推進する。

○生涯スポーツの普及・振興、人々のアクティブライフスタイルの形成及び競技力の向上等に寄与するため、体育学に関する研究成果を社会へ還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

○研究活動の質の向上と活性化のための体制を整備・充実する。

○教員の研究活動に対する適正な評価とその有効活用を図る。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

○地域への多様な学習機会の提供等により、生涯学習の普及や地域の活性化に貢献する。

○産学官連携等の事業を積極的に展開し、地域産業の活性化に貢献する。

(2) 国際化に関する目標

を推進する。

○自己評価及び学外評価による教育評価システムを構築する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学生が抱える諸問題、特に経済的問題や心理・健康に関する相談・支援の機能をより効果的に高めるよう、学生生活への支援体制を点検し、充実する。

○重点強化競技種目・選手の選考、TASSプロジェクトの推進及びオリンピック出場に向けての特別強化への支援等、課外活動への支援を充実する。

○職業観の涵養や就職活動の意識高揚を図るための取組を点検し、充実する。

○雇用情勢を見極めつつ、大学で培われた能力を十分に活かすことのできる進路先開拓に取り組む。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○競技力の向上に効果のある科学的トレーニング法の構築と高度な指導システム開発に関する研究を推進する。

○総合型地域スポーツクラブ等の育成プログラムの開発や、健康の維持増進、生活習慣病予防等に関する研究を推進する。

○中高年者のスポーツによる健康づくりの原理を明らかにし、人々のライフステージや体力、生活環境に応じた運動処方を開発する。

○競技力の向上のための科学的トレーニング法に関する研究成果を広く公表する。

○健康の維持増進及び生活習慣病予防等に関する研究成果を広く公表する。

○人々のライフステージや体力、生活環境に応じた運動処方の普及に取り組む。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

○全学的見地から適正な研究者の人員配置を行う。

○学内重点プロジェクトによる研究体制を充実する。

○教員の研究成果・業績等に関する客観的評価システムを充実する。

○教員の評価結果を重点的研究資金の配分や研究環境の整備等に有効活用する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

○公開講座、リフレッシュ教育・専門教育研修等、大学の教育研究資源を活用した学習機会を提供する。

○大学の施設等を活用した大学開放事業を推進する。

○武道や海洋スポーツ等の振興・普及に向けた事業を展開する。

○地域における高等教育機関等との連携を推進する。

○大学を基盤とする総合型地域スポーツクラブ（NIFS スポーツクラブ）への支援を行う。

○地方自治体や企業等との共同研究・研究交流等を推進する。

○知的財産の創出、取得及び活用を推進する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

<p>○国際交流・協力を推進し、大学の国際化を図る。</p>	<p>○国際交流協定締結校との交流を拡充するとともに、外国人研究者及び留学生の受入れを推進する。 ○大学の国際化に向けた学内共同研究プロジェクトの推進やウェブジャーナルの充実・支援に取り組む。 ○国際シンポジウム等の開催に取り組む。 ○国際交流に係る支援体制を点検し、充実する。</p>
<p>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 組織運営の改善に関する目標 ○学長のリーダーシップを十分発揮できる戦略的・機動的運営体制を充実する。 ○戦略的・効果的資源配分や適切な人事マネジメントを実施し、組織の活性化を図る。 ○学内外の意見等を大学運営の改善に活用する。 ○教職員の能力開発・向上を図る。 2 事務等の効率化・合理化に関する目標 ○業務内容を改善し、事務の効率化・合理化を進める。</p>	<p>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 ○学長のリーダーシップの下での運営体制を点検し、より充実する。 ○大学の特色を活かしたプロジェクトへの重点的予算配分や、活動実績の評価結果を反映した教員・組織への予算配分を行う。 ○人事マネジメント方針を点検し、必要に応じ改善する。 ○女性教職員の登用や教員構成の多様化等に取り組む。 ○経営協議会での意見を法人の運営改善に活かすための取組を進める。 ○監査結果及び評価結果を、大学運営の改善や教育研究の向上等に活かす。 ○教職員の業績に対する多面的かつ公正な評価システムをより充実するとともに、評価結果に対し適切な対応を行う。 ○事務職員を対象とした研修を計画的に実施し、業務に関する専門的能力や事務処理能力を向上させる。 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 ○事務組織の機能・編成を見直すなど事務組織改革を進める。 ○業務内容を検証し、事務手続きの見直しや事務電算化等による事務改善に取り組む。</p>
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標 ○競争的研究資金や外部資金等の獲得により、安定した財政基盤を確保する。 2 経費の抑制に関する目標 (1) 人件費の削減 ○「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 (2) 人件費以外の経費の削減</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 ○科学研究費補助金等競争的研究資金の獲得に全学的に取り組む。 ○企業や地域社会との連携を密にするなど、共同研究・受託研究の受入れに向けた取組を進める。 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 (1) 人件費の削減に関する具体的方策 ○「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 (2) 人件費以外の経費の削減に関する具体的方策</p>

<p>○管理的経費の削減を図る。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>○保有資産の効率的・効果的運用を図る。</p>	<p>○経費節減に向けた取組を検証するとともに、効果的・計画的な対策を講じる。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>○施設資産について健全な状態で長期的使用を維持するための対策を講じる。</p> <p>○現有施設の学外への貸出等による保有資産の有効利用を推進する。</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>○中期目標・中期計画の達成等に向けた評価体制を充実・改善する。</p> <p>2 情報発信等の推進に関する目標</p> <p>○大学の諸活動に関する情報を積極的に外部に公表し、社会に対する説明責任を果たす。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>○中期目標・中期計画の達成状況について学長のもとに的確に把握する。</p> <p>○評価活動に係る作業プロセスや評価基準等を点検し、評価結果を改善に活かす実効的なシステムを構築する。</p> <p>2 情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>○大学の運営状況や諸活動等の最新情報を、ホームページ等により、迅速にかつわかりやすく外部に公表する。</p> <p>○スポーツパフォーマンス向上に関する実践的研究成果等、特色ある研究情報を広く公表する。</p> <p>○サテライトキャンパス等を活用して、首都圏への情報発信と幅広い広報活動を展開する。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>○教育研究の進展、競技力向上及び学生支援の基盤となる施設環境の向上を図る。</p> <p>2 安全管理に関する目標</p> <p>○学生・教職員等の安全の確保と健康の維持・増進を図る。</p> <p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>○法令遵守のための組織的取組を行い、社会的信頼を高める。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○教育研究の高度化や競技力向上のニーズに対応した施設・設備の整備を進める。</p> <p>○学生の視点に立った教育環境・生活環境の向上のための施設・設備整備や施設のバリアフリー化を推進する。</p> <p>○既存スペースの点検・評価を実施し、全学的視点に立った教育研究のためのスペースの弾力的・流動的活用を推進する。</p> <p>○施設の基本情報、改修・点検履歴及び経年経過に対する改修計画等の管理情報システムを構築する。</p> <p>○地球環境問題に配慮した施設・設備の省エネルギー対策を実施する。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>○労働安全関係法令に基づく安全衛生管理体制を充実し、学内の安全確保や教職員の健康管理に取り組む。</p> <p>○自然災害や事故等を想定した危機管理体制を確立する。</p> <p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>○教職員の法令遵守に対する意識の定着化を進める。</p> <p>○不正経理の防止や個人情報の適正な管理に向けて取り組む。</p> <p>○入札・契約事務に関する適正性や透明性・競争性の確保についての点検等を実施し、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>○ハラスメント等防止のための活動を展開する。</p>

(別紙)

中 期 目 標		中 期 計 画		年 度 計 画	
別表（学部及び研究科）		別表（収容定員）		別表（学部の課程及び研究科の専攻）	
学部	体育学部	平成 22 年度	体 育 学 部 7 2 0 人 体育学研究科 6 0 人 （うち修士課程 3 6 人 博士課程 2 4 人）	体 育 学 部	スポーツ総合課程 武道課程
研究科	体育学研究科	平成 23 年度	体 育 学 部 7 2 0 人 体育学研究科 6 0 人 （うち修士課程 3 6 人 博士課程 2 4 人）	体育学研究科	体育学専攻
		平成 24 年度	体 育 学 部 7 2 0 人 体育学研究科 6 0 人 （うち修士課程 3 6 人 博士課程 2 4 人）		
		平成 25 年度	体 育 学 部 7 2 0 人 体育学研究科 6 0 人 （うち修士課程 3 6 人 博士課程 2 4 人）		
		平成 26 年度	体 育 学 部 7 2 0 人 体育学研究科 6 0 人 （うち修士課程 3 6 人 博士課程 2 4 人）		
		平成 27 年度	体 育 学 部 7 2 0 人 体育学研究科 6 0 人 （うち修士課程 3 6 人 博士課程 2 4 人）		